

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第 11 回期日(20221208)提出の書面です。

令和元年 (ワ) 第 2 8 2 7 号、令和 3 年 (ワ) 第 4 4 7 号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

2022 (令和4) 年12月8日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 森 あい

私たちは、この訴訟を始めるにあたり、訴状にこう記しました。

本件訴訟は、「原告らと同様の立場にあるすべての人々の困難の解消と尊厳の回復がなされることを求めて提訴するものである」。

困難の解消—婚姻できれば婚姻届を出すだけで、配偶者や親族として扱われ、そして、様々な権利や利益が得られます。しかし、法律上の性別が同じカップルの場合、婚姻ができないことでたくさんの困難が生じ、また、解決が阻まれています。

6月の大阪地裁判決は、契約や遺言等を使えば、不利益は相当程度解消ないし軽減されているなどと言いました。しかし、遺言や契約等には、手間も、場合によっては費用もかかります。そして、遺言や契約等でカバーできるのはごく一部です。

実態をふまえない判決に対し、Twitter では、「#結婚の自由をすべての人にの大阪地裁の判決に不服申し上げる」というハッシュタグもでき、たくさんの怒りの声があがりました。これを受け、結婚の自由をすべての人に訴訟全国弁護団連絡会では、緊急でアンケート調査を実施し、同性カップルの生の声を集めることにしました。1649人もの、法律上の性別が同じ人とパートナー関係にあるか、またはあった人の声が集まりました。社会保障、税制、医療、住居、職場、介護、子育て、関係解消時、死亡後、トランスジェンダーの場合、外国籍の場合など、様々な点、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第 11 回期日(20221208)提出の書面です。

場面での困難が、経験をもとにした具体的な言葉で寄せられました。婚姻できないことは数え切れない困難を作り出し、また、温存しています。

尊厳の回復—この訴訟はまさに尊厳を回復するための訴訟です。法律上の性別が同じ者どうしの婚姻を認めない民法などの規定自体が、異性愛者に比べて、同性愛者など異性愛者でない者は、劣った存在であるという社会的差別を作り出しています。国自ら差別を維持し続けているのです。

大阪地裁判決も、先日の東京地裁判決も、婚姻とは異なる新たな制度の創設を選択肢として持ち出し、現在の民法などの規定を違憲と判断しませんでした。しかしながら、婚姻とは異なる新たな制度の創設は、「分離すれども平等」であるわけではなく、「分離自体が不平等」という新たな差別の作出に他なりません。また、婚姻とは異なる新たな制度など、それこそこれまでに日本に全くなかったものを一から作ることになるのであり、合意を得るのにどれだけ時間がかかることでしょうか。そして、もしできたとして、今まで長く親しんできた婚姻とは異なる新たな制度をどう扱うべきか、人々は大変混乱することでしょう。同性カップルに婚姻を認めることができず別制度によることになった国の多くは、結局のところ、同性カップルにも婚姻を可能とせざるを得ませんでした。婚姻とは異なる、原告らが全く望んでいない新たな制度の創設など、十数年前ならいざ知らず、2022年の今述べられるべきことではありません。

この訴訟の最初の提訴は2019年9月でした。3年3か月が経ち、提訴当時、26しかなかったパートナーシップ制度導入自治体は、本日現在246、確認できます。提訴当時には全くなかったファミリーシップ制度も、今では42の自治体に広がりました。大きく社会は変わっています。

しかし、3年前とは同じでなくなったこともあります。大切な一つの命の話です。原告以外の人々の思いも届けようと裁判所に提出した陳述書の中に、宇佐美翔子さんの陳述書があります。宇佐美さんは直腸がんを患い、陳述書が書かれた昨年3月の時点でステージIVでした。私が、宇佐美さんの陳述書が福岡だけでなく大阪の裁判所にも提出されたことを伝えた時、宇佐美さんは「今、たたかっているみんなと同じところに自分の声が届いていると思うと、まだ人生は終わっていないんやっとなりて嬉しいです」と返してくれました。その3か月後の昨年9月30日、宇佐美さんは亡くなりました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第 11 回期日(20221208)提出の書面です。

歴代の首相の答弁は約 8 年前から変わりません。極めて慎重な検討を要すると言
い、先延ばしし続けています。同性婚の実現を願い亡くなる人がいても、それを嘲
笑うかのように同じ答弁が繰り返されているのです。

実際には、自民党支持層でも約 6 割が同性同士の結婚を法律上認めるべきと回答
したとの調査もあります。しかし、自民党では、同性婚に賛成する議員は 1 割しか
いません。

このような状況下で、法律上の性別が同じ者どうしが婚姻できない現状に関して、
司法が国会にその判断を委ねることは、少数者の人権保障の砦としての役割を放棄
することに他なりません。

どうか、6 名の原告、そして、書面に引用した多数の人たちがつぶさに訴えてい
ることを、目をそらすことなく受けとめ、困難の解消と尊厳の回復のために、司法
の役割を果たしていただくよう、お願い致します。

以上